

# 参考資料

## 「資力テスト 要点」

2005年6月29日

GE コンシューマー・ファイナンス株式会社  
代表取締役社長 山川丈人

## 資力テスト 要点

米国破産濫用防止及び消費者保護の法律 2005 年

\$10,000 未満もしくは残高で非優先債務全体の 25%未満の無担保借入れ（但し \$6,000 以上）に関し 5 年間で支払う能力を見るためのテスト

債務者の過去の 6 か月分の平均収入から以下のものを控除し(月次収入)、60 倍した額が、上記借入額を超える場合には破産の申し立ては濫用と推定される。

### 費用の控除項目

- 社会保障費や戦争・人権侵害の犯罪被害の慰謝料
- 内国歳入庁(IRS)が認めている最低支出（衣食費に関しては合理的な理由がある場合に限り最低支出の 5%を限度に増額）
- 高齢者・慢性病患または障害を持った家族の支援のために実際要した費用
- 債務者本人もしくはその家族を家庭内暴力から守るために実際要した費用
- 最低支出を越えた合理的かつ必要な光熱費で、実際要した費用
- 担保付借入れの返済
- 優先債務の返済
- チャプター13 の返済計画を維持するための費用の平均
- IRS 最低支出に含まれていない私立・公立の小中学校に関わる授業料で年間子供一人当たり \$1,500 を越えない範囲で実際に要した費用

この推定は、他に合理的な代替が無い場合に収入や支出の修正を正当化するような特別な状況があり、その修正により債務者の月次の収入が資力テスト導入基準値を下回った場合のみ覆される。